1　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　輸第13607号
　変更前　株式会社エイムス
　変更後　エイムス株式会社
登録番号　生第80503号
　変更前　宮城県仙台市泉区実沢字桐ケ崎屋敷27番地の３
　変更後　宮城県仙台市泉区明通二丁目80番
登録番号　生第86701号
　変更前　宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入77番地
　変更後　宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地２
登録番号　生第88753号、生第88754号
　変更前　北海道札幌市東区北三十二条東十二丁目２番19号
　変更後　北海道札幌市手稲区明日風五丁目19番30号
登録番号　生第89805号
　変更前　栃木県栃木市入舟町７番26号
　変更後　栃木県栃木市万町９番25号
登録番号　生第86061号
　変更前　福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目11番30号
　変更後　鹿児島県鹿児島市金生町７―８

2　肥料の名称の変更

登録番号　輸第11093号
　変更前　ホルム窒素
　変更後　ウレアホルム38

○農林水産省告示第千八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月七日　　農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第75508号	化成肥料	ＢＳ化成２号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第79409号	液状複合肥料	マイテイ有機入り１号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第79410号	液状複合肥料	マイテイ有機入り２号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第80808号	し尿汚泥肥料	乾燥汚泥	芳賀地区広域行政事務組合	栃木県真岡市下籠谷4412番地
生第86022号	配合肥料	壮健	石井商運株式会社	茨城県土浦市白鳥町1049番地３

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１８１号
福井市城東３丁目11番１号
債務者　澤崎　哲夫
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石倉大志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後０時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
三重県鈴鹿市長太旭町４丁目16番21号
債務者　イシダ工業こと　石田　政嗣
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８７号
神戸市北区泉台１丁目１番地の１　811号
債務者　山中　英彦
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２９号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地１　ルネ伊丹ガーデンスクエア117号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目18番３号
債務者　河村進一郎
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　孝治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７８号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田445番地５
債務者　ホームトラスト姫路こと　米田　順司
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６７号
愛媛県喜多郡内子町中田渡284番地
債務者　冨岡　　榮
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
愛媛県松山市東垣生町150番地１　ブライムイーストキャッスルⅡ301号室
債務者　髙橋　明寛
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
松山地方裁判所民事部